

大阪広域環境施設組合  
鶴見工場建替・運転委託事業

入札説明書等に対する第2回質問への回答

令和4年8月5日  
大阪広域環境施設組合

■要求水準書に対する質問への回答

No.	編	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	2	1	1	(3)	ア	電気	「電力引込工事に係る工事負担金を含む一切の費用については建設事業者の負担とし、・・・」との記載がありますが、電力引込工事については事業者の責によらない外的要因により、大きく費用・工期が変動するものと考えられます。そのため、電力会社に調査いただいた工事負担金の金額を提示いただくか、もしくは、後日清算を条件に、組合様にて工事負担金の金額を予めご指定いただくようお願いします。	設備機器の設計内容が電力会社の検討に影響するため、電力引込工事に係る工事負担金も含めた事業費の算出は、事業者の責とします。
2	2	198～212	3	12			計装設備機器一覧	要求水準書頁198～212（表2-19～35）に計装設備機器の一覧が記載されておりますが、ろ過式集じん器出口SO <sub>2</sub> と煙突入口排ガスSO <sub>2</sub> など、測定数値の変化のない箇所の計装設備機器は兼用してよろしいでしょうか。	設備構成上、測定数値の変化がなく、故障、事故等の原因特定時にも不要と判断されるものであれば、兼用を可とします。
3	2	217	3	13	(3)(4)		(3) ごみクレーン操作室用窓洗浄装置 (4) 見学者室用窓洗浄装置	窓洗浄装置について、ごみクレーン操作室用と見学者室用の各々に設置するような記載がありますが、ごみクレーン操作室と見学者室が隣接する場合は、1基（兼用）としてよろしいでしょうか。	十分な機能を発揮できるのであれば、兼用を可とします。
4	2	219	3	13	(7)	ア(7)	脱臭装置	ア 脱臭装置（参考） プラズマ脱臭式の記載がありますが、頁32の表2-12 悪臭基準を満足できる場合、活性炭脱臭方式を採用してよろしいでしょうか。	可とします。
5	2	233	3	13	(20)		燃料電池自動車用酸素充填スタンド（必要に応じて）	燃料電池自動車用酸素充填スタンドについて、高圧ガス製造保安責任者の専任義務がありますが、組合様にて配置いただけると理解してよろしいでしょうか。	高圧ガス製造保安責任者は組合職員から配置します。なお、運転管理事業者も有資格者又は同等の経験を有する者を配置してください。
6	2	251	4	2	(1)	イ(イ)H	その他	管理事務員とは運転管理事業者の事務員と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	2	278	5				第5章 解体撤去工事	解体建屋の状況把握のため、現地確認をさせていただけないでしょうか。 【現地確認の目的】 ・付帯建物等の解体範囲の確認 ・ダイオキシン類・重金属類(付着物・堆積物)調査範囲の確認 ・現況の作業環境の確認 ・煙突の外観調査（煙突外装の劣化状況を目視確認） ・家屋調査範囲の確認（周辺地域に対する振動等の影響範囲の事前検証）	解体建屋の状況把握を目的として、第2回現地見学会を開催します。 開催方法については、令和4年8月5日に組合ホームページへ公表します。
8	2	281	5	2	(2)		解体撤去範囲	火災報知器（イオン化式感知器）および蓄電池は解体撤去範囲に含まれるでしょうか。撤去範囲に含まれる場合は撤去台数をご教示ください。	火災報知器（イオン化式感知器）及び蓄電池は解体撤去範囲に含まれます。 第2回現地見学会にて消防設備等点検業務委託報告書を閲覧できます。数量については、現地見学会での確認のうえ、建設事業者の経験を踏まえ想定してください。
9	2	281 285	5 5	2 3	(2) (3)		エ 施設内残存物 表2-54 各設備の残留物	施設内残存物として、頁281に「机ロッカー等庁内器具、家電製品類（家電リサイクル法対象物品含む）及び消火器等の工場内残存物」、頁285に「建物備品（机・ロッカー・各種什器など）」と記載がありますが、撤去及び敷地内の指定区域への集積が本工事範囲であれば、 ・鉄くず、スクラップ等の有価物 ・有価物以外の残存物 ・フレコンパック等に入れる小物類 の撤去数量及び集積する敷地内の指定する区域の場所をご教示ください。	ご質問の施設残存物の撤去及び敷地内の指定区域への集積は本工事範囲です。 施設内残存物を集積する指定区域については、ご提案いただく工事内容、工程等を鑑み、事業契約締結後に組合と建設事業者との協議のうえ、決定します。数量については、現地見学会での確認のうえ、建設事業者の経験を踏まえ想定してください。
10	3	30	10	1	(4)		資源物等の管理	資源ごみ分別用コンテナ、紙ごみ用コンテナ並びに容器包装プラスチック保管場所に関する記載がありますが、コンテナのサイズ・数量および保管条件については既存施設に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。